

令和2年度入札契約制度について

富士市が発注する建設工事等について、令和2年4月から実施する入札契約制度の適正化に向けての制度改善等についてお知らせします。

1 富士市建設工事請負契約約款及び富士市建設関連業務委託契約約款の改正について

令和2年4月1日に施行される改正民法への対応等のため、富士市建設工事請負契約約款及び富士市建設関連業務委託契約約款を改正します。改正後の約款については、富士市ウェブサイト内、規則・要領のページをご確認ください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>規則・要領》

2 土木一式工事における発注基準金額の変更について

令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う土木一式工事の発注基準金額を次のように変更します。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>土木一式工事における発注基準金額の変更について》

変更前		変更後	
土木一式工事		土木一式工事	
等級	発注基準金額	等級	発注基準金額
A	3,000 万円以上	A	3,000 万円以上
B	1,000 万円以上 <u>6,000 万円未満</u>	B	1,000 万円以上 <u>7,500 万円未満</u>
C	300 万円以上 3,000 万円未満	C	300 万円以上 3,000 万円未満
D	1,000 万円未満	D	1,000 万円未満

3 不落随契制度の導入について

近年、増加傾向にある入札不調対策の一環として、令和2年4月1日以降に入札を行う案件から、不落随契に移行できるものとします。

対象は建設工事又は建設関連業務委託の入札で、再度の入札（2回目の入札）でも落札者がなく、最低価格（総合評価方式の場合は最高の評価値の入札価格）と予定価格の差が予定価格の5%以内であるときは、当該入札を行った者と協議し、不落随契に移行できるものとします。この場合、見積もりを徴する回数は2回を限度とします。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>不落随契制度の導入について》

4 最低制限価格及び調査基準価格における端数処理について

これまで、最低制限価格及び調査基準価格の算定は、千円単位で端数処理を行っていましたが、県の設計積算基準が令和 2 年 4 月 1 日以降、1 万円単位に改正されることに合わせ、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する案件から、端数処理を 1 万円単位とし、1 万円未満は切捨てる運用とします。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>最低制限価格及び調査基準価格における端数処理について》

5 等級格付の認定期間及び評点の変更について

以前にお知らせしたとおり、格付算定資料等の提出にかかる負担軽減のため、令和 2 年度より格付認定期間を 2 年とします。

認定期間の変更に合わせて、評点も変更していますので、改めて確認をお願いします。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>等級格付の格付け期間及び一部評価項目の評価内容の変更について（令和 2・3 年度格付けから適用）》

項目		変更前	変更後
①優良工事施工認定の状況	期間・基準日	格付対象年度の前年度において、富士市より優良工事施工業者に認定されている。	格付対象年度の <u>前々年度及び前年度</u> において、富士市より優良工事施工業者に認定されている。
	評点	30 点	<u>1 箇年につき 30 点</u>
②地域貢献の活動状況	期間・基準日	格付対象年度の <u>前々年度</u> の 1 月 1 日から前年度の 12 月 31 日までの間に、「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」の別表第 1 に該当する富士市における地域貢献活動がある。	格付対象年度の <u>3 箇年度前</u> の 1 月 1 日から前年度の 12 月 31 日までの間に、「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」の別表第 1 に該当する富士市における地域貢献活動がある。
	評点	最大 10 点	<u>最大 20 点</u>
③災害に関する協定の締結状況及び活動状況	期間・基準日	富士市地域防災計画に基づき、格付け対象年度の前年度の 1 月 1 日において協定を締結している場合及び格付対象年度の <u>前々年度</u> の 1 月 1 日から前年度の 12 月 31 日までの間に、「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」の別表第 2 に該当する富士市における災害時の活動実績がある。	富士市地域防災計画に基づき、格付け対象年度の前年度の 1 月 1 日において協定を締結している場合及び <u>格付対象年度の 3 箇年度前</u> の 1 月 1 日から前年度の 12 月 31 日までの間に、「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」の別表第 2 に該当する富士市における災害時の活動実績がある。
	評点	最大 10 点	最大 10 点